

政務活動費活動報告（研修）

- (1) 研修名：自治体学校 in 東京
- (2) 参加者：日本共産党彦根市会議員団 中川 睦子
- (3) 日時・場所：2025年7月26～27日 東京（日本教育会館・明治大学）

【1. 研修目的】

議会活動の参考にするため

【2. 結果報告】

- (1) 内 容・自治体民営化のゆくえー『公共』の変質と再生 自治体民営化を考える
弁護士 尾林芳匡氏の助言と意見交換
- (2) 考 察

民営化への法の動き

●1999年に公共施設等の建設や維持管理について、民間の資金やノウハウを活用する「PFI法」
●02年には地域限定で「構造改革特別区域法」●03年には住民の福祉を増進する目的で利用するための公の施設である、市民会館、保育所、老健施設、都市公園が、営利企業を含む団体を管理者として指定できる「指定管理者制度」、また、地方自治体の事業と組織を地方自治体から独立した行政法人に分離し、資産の出資や交付金により運営する「地方独立行政法人法」※大津市民病院が実例。●06年にそのままサービスを続けるか民間企業に任せるか競争入札で決める「市場化テスト法」

※民営化に一定の歯止めが必要ということから、「公共サービス基本法」

※千葉県野田市では全国初の公契約条例ができる

●さらに11年、13年、15年、18年に「PFI法」改正、そして2018年には「水道法」の一部改正もされています。

制度相互の関係（講師資料）

地方自治体	地方独立行政法人	営利企業	NPO
法人格	別法人	会社	NPO法人
事業	移 行	(規制緩和・特区)	
施設建設		PFI	
施設所有	出 資	(PFI)	
施設管理		指定管理者	
職員	移 行	非正規・派遣等	ボランティア

憲法や地方自治法で想定されている、本来あるべき地方自治体の姿が、上記表左の列です。地方自治体が県や市区町村という独自の法人格を持ち、地方自治体として事業を営み、地方自治体として施設を建設・所有・管理し、地方自治体として地方公務員・職員を任用しています。しかし営利企業は法人格では株式会社が必ず入り、会社法で営利を目的とし、必ず利益をあげ、株主に配当することになります。独立行政法人も半分は営利企業の活動です。住民の善意やボランティア、NPOの活動は貴重ですが、行政が本来負うべき事業や資金支払いの責任をあいまいにして、NPOやボランティアに任せることも注意すべきです。

公共サービスの質を考える

公共サービスは、社会福祉、教育、労働者保護など社会権保障を中心とする人権保障のために獲得されてきたものです。国と地方自治体の責任の高い公共サービスの充実、経済力の格差を緩和して人々の実質的な意味での平等を保障するものです。「官から民へ」は行政を縮小し、公務員を減らすことを通して、社会権の保障そのものを後退・低下させるもので、社会的弱者に奉仕する機能の低下を招き、「社会的格差」はさらに拡大します。

公共サービスの基準の中には、国民住民の安全を保障するための専門的・科学的英知が盛り込まれており、特に医療・福祉・保育・教育分野での法定基準を守ることは重要です。しかし民間事業者で経費削減のため基準が曖昧にされるなど、競争入札で勝てば基準を守らずごまかすなど大きな問題です。公共サービスは国民住民の基本的人権の保障を担うものであり、法令を遵守して行なわれるべきものです。

経済的な特徴	
人的経費	利益
	人的経費
物的経費	物的経費
自治体	民間